



浦添市 中城村 北中城村

新一般廃棄物処理施設整備に関する協議書



平成 29 年 2 月

平成 29 年 12 月 変更

令和 2 年 1 月 変更

令和 3 年 4 月 変更

令和 7 年 2 月 変更

浦添市 中城村 北中城村新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書（以下「基本合意書」という。）に基づき、平成 29 年 2 月 7 日付け締結した協議書の内容を変更し、新施設の建設等に係る各市村の費用負担等について、下記のとおり定めることに合意する。

記

1 基本合意書 1 委託する事務の範囲について

委託する事務の範囲については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に規定する「処分（再生することを含む。）に関する事務とし、別紙 1 に示すとおりとする。

2 基本合意書 8（1）建設費用について

建設費用の詳細については、別紙 2 で定める。

3 基本合意書 8（2）① 新施設におけるごみ処理に係る経費について

（1）均等割の算定については、別紙 3 の計算式（シミュレーション）を踏まえ、浦添市、中城村及び北中城村（以下「両村」という。）の負担割合、負担額、軽減率及び軽減率差を別紙 4 により算定し、当該軽減率の数値について、浦添市が両村を上回り、かつ、浦添市と両村との軽減率差が最小となる数値（整数に限る。）を均等割とする。なお、算定された均等割の数値は固定するものとするが、改定の必要が生じた場合は、各市村で協議して定めるものとする。

（2）搬入数量割については、全体の負担割合 100 から（1）により求めた均等割の数値を差し引いた数値を各市村の直近のごみ搬入量（年度毎）を基に算定する。

（3）（1）及び（2）の算定において基礎となる経費等の定義は、次のとおりとする。

① 新施設におけるごみ処理に係る経費（a）は、事業計画書等を基に算定した額とする。

② 既存施設である浦添市クリーンセンター及び青葉苑（以下「現施設」という。）におけるごみ処理に係る経費（b、c）は、新施設供用開始前 5 年間の現施設ごみ処理に係る実績額（決算）の年平均の額（当該実績額については、「現施設におけるごみ処理経費調書（別紙 5）」による。）とする。

③ 現施設におけるごみ搬入量（d、e）とは、新施設供用開始前 1 年間の現施設毎のごみ搬入量（年度毎）とする。

④ ②及び③については、新施設整備計画（別紙 6）を参照。

4 基本合意書 8（2）② 新施設におけるごみ処理に係る経費以外の経費について

（1）次に掲げる経費は、搬入数量割とし、直近の実績値（年度毎）とする。この場合において、疑義が生じたときは、各市村で協議する。

①報酬（委員報酬）

②人件費（給料・職員手当等・共済費・賃金）

③旅費（職員旅費）

④費用弁償（委員費用弁償）

- (2) 公債費は、施設建設費に基づくものであるため、地域計画及び基本設計等に基づく推計搬入数量割とする。
 - (3) 次期処理施設建設基金、基幹改造費等積立金及び修繕積立金については、新施設における余剰電力売払金等の一部を積み立てることができるものとする。
- 5 基本合意書9(1) 青葉苑において処理している資源ごみについて
- (1) 青葉苑において処理している資源ごみ(ビン・缶)については、新施設の供用開始に伴い浦添市リサイクルプラザにおいて受入れ処理する。
 - (2) その他の資源ごみ(ペットボトル等)及び受入れ処理する条件等については、各市村で協議して定めるものとする。
- 6 基本合意書9(2)① 建設準備室について
- (1) 平成29年度に限り設置する建設準備室の名称を「新施設整備推進室(以下「整備推進室」という。)」とする。
 - (2) 整備推進室の設置にあたっては、「整備推進室設置に係る確認書(別紙7)」によるものとする。
- 7 基本合意書9(2)② 平成30年度以降の事務の執行について
- 平成30年度以降の事務の執行に要する費用は別紙2に定める建設費用とし、令和6年度までは負担割合は地域計画等に基づく推計搬入数量割とし、令和7年度以降は「基本合意書8 新施設の建設等に係る費用負担 (1) 建設費用」の各市村の負担割合とする。
- 8 基本合意書9(3) 土地使用料について
- 中城村及び北中城村が浦添市に対して支払う土地使用料は、「基本合意書8 新施設の建設等に係る費用負担」の各市村の負担割合により算出するものとする。
- 9 事務の委託の規約について
- 事務の委託の規約については、新施設整備計画(別紙6)に合わせて必要に応じて改正を行うものとする。
- 10 補則
- 本協議書に定めのない事項、及び協議事項について疑義が生じたときは、各市村で協議して定めるものとする。

この協議の証として本協議書3通を作成し、浦添市長、中城村長及び北中城村長において
記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 3 日

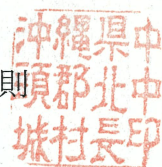
浦添市長 松本 哲治



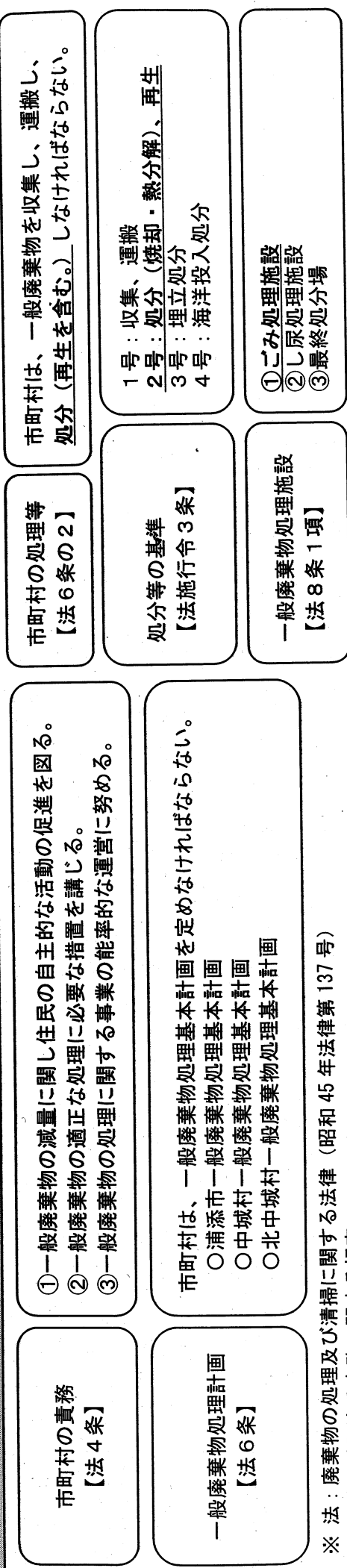
中城村長 比嘉 麻乃



北中城村長 比嘉 孝則



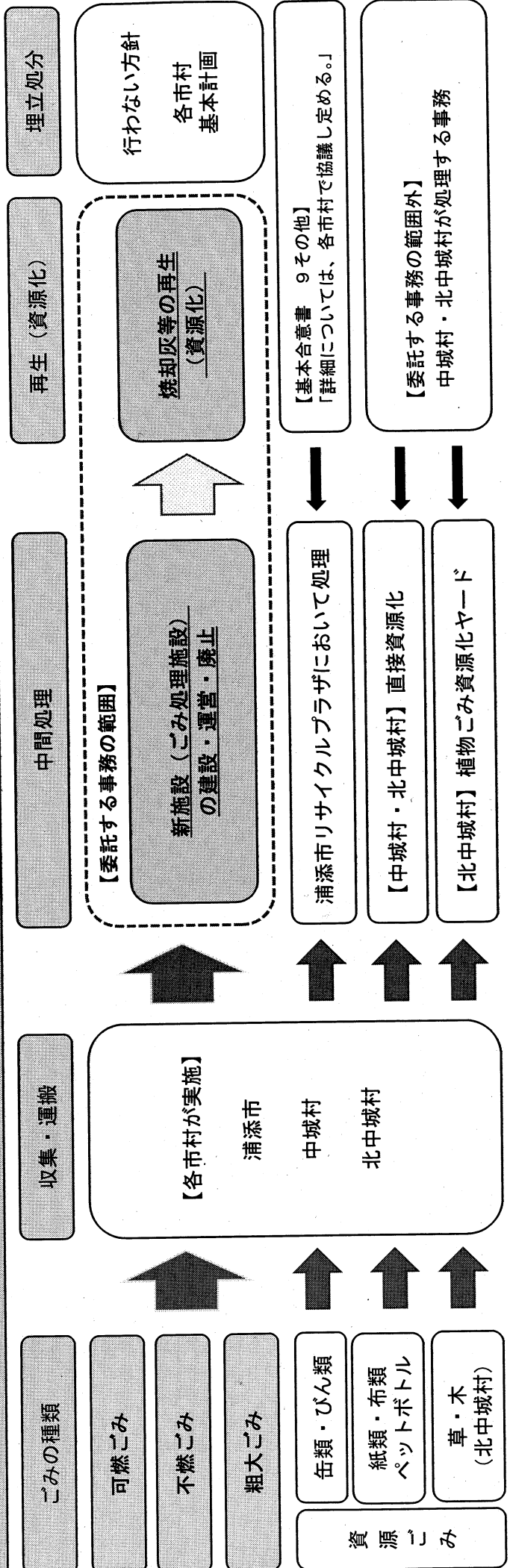
廃棄物処理法の関係規定（下線は委託する事務）



※ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※ 下線は委託する事務に関する規定

ごみ処理フロー図（点線の枠内は委託する事務）



建設費用に関する確認書

- 1 建設費用は、新施設の建設に伴う費用（建設後から供用開始するまでの間に要する費用を含む。）とし、以下に定める経費とする。

- ①報酬（委員報酬）
- ②報償費（委員謝礼金）
- ③人件費（給料・職員手当等・共済費・賃金）
- ④旅費（職員旅費）
- ⑤費用弁償（委員費用弁償）
- ⑥需用費
- ⑦役務費
- ⑧委託料
- ⑨使用料及び賃借料
- ⑩工事請負費
- ⑪備品購入費
- ⑫公課費

- 2 本確認書に定めのない事項、及び確認事項について疑義が生じたときは、各市村で協議して定める。

協議書3 (1) 別紙3の計算式(シミュレーション)は以下のとおりとする。

◆計算式(シミュレーション)

新施設におけるごみ処理経費(a)を7.50億円、浦添市クリーンセンターにおけるごみ処理経費(b)を6.14億円、青葉苑におけるごみ処理経費(c)を3.40億円、浦添市クリーンセンターのごみ搬入量(d)を150t、青葉苑のごみ搬入量(e)を50tと仮定し、仮に、ごみ処理経費に係る均等割(f)を20%、残りの80%を搬入数量割とした場合、浦添市と両村の負担割合、負担額、軽減額、軽減率、及び軽減率差を以下のとおり定義する。

○浦添市の負担割合、負担額、軽減額、軽減率

負担割合： $20\% \times 1/3 + 80\% \times 150t / (150t + 50t) = 66.67\%$

負担額： $7.50 \text{ 億円} \times 66.67\% = 5.00 \text{ 億円}$

軽減額： $6.14 \text{ 億円} - 5.00 \text{ 億円} = 1.14 \text{ 億円}$

軽減率： $1.14 \text{ 億円} / 6.14 \text{ 億円} \times 100 = \underline{18.57\%}$

○両村の負担割合、負担額、軽減額、軽減率

負担割合： $20\% \times 2/3 + 80\% \times 50t / (150t + 50t) = 33.33\%$

負担額： $7.50 \text{ 億円} \times 33.33\% = 2.50 \text{ 億円}$

軽減額： $3.40 \text{ 億円} - 2.50 \text{ 億円} = 0.90 \text{ 億円}$

軽減率： $0.90 \text{ 億円} / 3.40 \text{ 億円} \times 100 = \underline{26.47\%}$

○浦添市と両村の軽減率差

(浦添市の軽減率) - (両村の軽減率) = $18.57\% - 26.47\% \rightarrow \underline{7.90\%}$

新施設の維持管理費に係る負担割合表

(a)

平均維持管理費(仮定)	500,000千円	750,000千円	1,000,000千円
浦添市の維持管理費(H25～H27平均)	614,000千円	(b)	
青葉苑の維持管理費(H25～H27平均)	340,000千円	(c)	
搬入量割合(仮定)	浦添 両村	75.0% 25.0%	(d/200x100)

※軽減率差の土は浦添市を基準に表示。

		平均維持管理費5億				平均維持管理費7.5億				平均維持管理費10億						
		負担割合	負担額 (千円)	軽減額 (千円)	軽減率	軽減率 差	負担割合	負担額 (千円)	軽減額 (千円)	軽減率	軽減率 差	負担割合	負担額 (千円)	軽減額 (千円)	軽減率	軽減率 差
搬入量割 73% + 均等割 27%	浦添	63.80%	319,000	295,000	48.0%	1.4%	63.80%	478,500	135,500	22.07%	2.1%	63.80%	638,000	-24,000	-3.9%	2.9%
	両村	36.30%	181,500	158,500	46.6%		36.30%	272,250	67,750	19.93%		36.30%	363,000	-23,000	-6.8%	
搬入量割 74% + 均等割 26%	浦添	64.20%	321,000	293,000	47.7%	0.4%	64.20%	481,500	132,500	21.58%	0.6%	64.20%	642,000	-28,000	-4.6%	0.7%
	両村	35.80%	179,000	161,000	47.4%		35.80%	268,500	71,500	21.03%		35.80%	358,000	-18,000	-5.3%	
搬入量割 75% + 均等割 25%	決定値	64.6%	323,000	291,000	47.4%	-0.5%	64.60%	484,500	129,500	21.09%	-0.8%	64.6%	646,000	-32,000	-5.2%	-1.1%
	両村	35.4%	177,000	163,000	47.9%		35.40%	265,500	74,500	21.91%		35.4%	354,000	-14,000	-4.1%	
搬入量割 76% + 均等割 24%	浦添	65.0%	325,000	289,000	47.1%	-1.5%	65.00%	487,500	126,500	20.60%	-2.2%	65.0%	650,000	-36,000	-5.9%	-2.9%
	両村	35.0%	175,000	165,000	48.5%		35.00%	262,500	77,500	22.79%		35.0%	350,000	-10,000	-2.9%	
搬入量割 77% + 均等割 23%	浦添	65.4%	327,000	287,000	46.7%	-2.4%	65.40%	490,500	123,500	20.11%	-3.6%	65.4%	654,000	-40,000	-6.5%	-4.7%
	両村	34.6%	173,000	167,000	49.1%		34.60%	259,500	80,500	23.68%		34.6%	346,000	-6,000	-1.8%	
搬入量割 78% + 均等割 22%	浦添	65.8%	329,000	285,000	46.4%	-3.3%	65.80%	493,500	120,500	19.63%	-4.9%	65.8%	658,000	-44,000	-7.2%	-6.6%
	両村	34.2%	171,000	169,000	49.7%		34.20%	256,500	83,500	24.56%		34.2%	342,000	-2,000	-0.6%	
搬入量割 79% + 均等割 21%	浦添	66.3%	331,500	282,500	46.0%	-4.3%	66.30%	497,250	116,750	19.01%	-6.4%	66.3%	663,000	-49,000	-8.0%	-8.6%
	両村	33.8%	169,000	171,000	50.3%		33.80%	253,500	86,500	25.44%		33.8%	338,000	2,000	0.6%	
搬入量割 80% + 均等割 20%	浦添	66.7%	333,500	280,500	45.7%	-5.3%	66.67%	500,000	114,000	18.57%	-7.9%	66.7%	667,000	-53,000	-8.6%	-10.7%
	両村	33.3%	166,500	173,500	51.0%		33.33%	249,998	90,003	26.47%		33.3%	333,000	7,000	2.1%	
搬入量割 85% + 均等割 15%	(f) 系	68.8%	344,000	270,000	44.0%	-10.0%	68.80%	516,000	98,000	15.96%	-15.0%	68.8%	688,000	-74,000	-12.1%	-20.0%
	両村	31.3%	156,500	183,500	54.0%		31.30%	234,750	105,250	30.96%		31.3%	313,000	27,000	7.9%	
搬入量割 100%	浦添	75.0%	375,000	239,000	38.9%	-24.3%	75.0%	562,500	51,500	8.39%	-36.5%	75.0%	750,000	-136,000	-22.1%	-48.6%
	両村	25.0%	125,000	215,000	63.2%		25.0%	187,500	152,500	44.853%		25.0%	250,000	90,000	26.5%	

現施設におけるごみ処理経費調書

現施設のごみ処理経費（b、c）は、下表の款項目節の合計とする。この場合において、節については、必要に応じて変更することができるものとする。

現施設	款	項	目	節及び名称	
浦添市 クリーン センター	4 衛生費	2 清掃費	3 塵芥処理 施設費	塵芥処 理事 業	11 節（需用費）
					12 節（役務費）
				タ ク リ ン セ ン 管 理 事 業	13 節（委託料）
					14 節（使用料及び賃料）
青葉苑	2 総務費	1 総務管 理費	3 ごみ処理 施設費		15 節（工事請負費）
					18 節（備品購入費）
					19 節（負担金、補助及び 交付金）
					27 節（公課費）

現施設におけるごみ処理経費調書

現施設のごみ処理経費（b、c）は、下表の款項目節の合計とする。この場合において、節については、必要に応じて変更することができるものとする。

現施設	款	項	目	節及び名称	
浦添市 クリーン センター	4 衛生費	2 清掃費	3 塵芥処理 施設費	塵芥処理 事業	11 節（需用費）
					12 節（役務費）
				タ ク リ ン セ ン タ ー 管 理 事 業	13 節（委託料）
					14 節（使用料及び賃料）
青葉苑	2 総務費	1 総務管 理費	3 ごみ処理 施設費		15 節（工事請負費）
					18 節（備品購入費）
					19 節（負担金、補助及び 交付金）
					27 節（公課費）

整備推進室設置に係る確認書

<予算に関する基本方針>

整備推進室は、平成 29 年度に限る暫定的な組織であるため、可能な限り縮小した予算とする。

1 事務費について

①職員手当（時間外勤務手当等）

人件費及び時間外勤務手当等職員に係る経費については、各市村の負担とする。

②県外旅費

出張職員の属する各市村の負担とする。

③使用料及び賃貸借料（PC、プリンター等）

浦添市が所有する既存の機器を配置するものとする。

④印刷製本費

地域計画委託費に含み発注するものとする。

⑤委託料（地域計画作成委託料）

経費負担割合は、各市村均等割（3分の1）とする。

⑥公用車購入費

経費負担割合は、浦添市の負担とする。

⑦備品図書購入費

経費負担割合は、浦添市の負担とする。

⑧その他

その他必要な経費については、各市村で協議するものとする。

2 職員派遣に関する協定書について

中城村及び北中城村からの職員派遣については、身分、分限及び懲戒、服務規程等「職員派遣に関する協定書」を定める。

3 新一般廃棄物処理施設整備推進室設置要領について

設置目的、設置部署（環境保全課）、職員構成、設置期間等「新一般廃棄物処理施設整備推進室設置要領」を定める。

4 補則

本確認書に定めのない事項、及び確認事項について疑義が生じたときは、各市村で協議して定める。

